

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 42 期 令和 4 年 7 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日まで

令和 5 年 8 月 30 日作成

監査法人名 青南監査法人
所在地 東京都港区南青山 5 丁目 6 番 26 号
青山 246 ビル 10 階
代表者 小平 修

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

.....公認会計士法第 2 条第 1 項及び第 2 項の業務を行っている。
.....昭和 38 年、水上公認会計士事務所として新規上場申請に伴う監査を受嘱し、その後の業務拡大に
.....伴い昭和 56 年 12 月 4 日監査法人を設立し現在に至っている。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

.....無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

.....金融商品取引法、会社法に基づく監査の他、学校法人、労働組合、公益法人等の監査を行っ
.....ている。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

.....該当事項はない。

(3) 監査証明業務の状況

※令和 5 年 6 月 30 日現在
(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	5 社	5 社
金商法監査	0	—
会社法監査	8	—
学校法人監査	7	—
労働組合監査	1	—
その他の法定監査	1	—
その他の任意監査	4	—
計	26	5

(4) 非監査証明業務の状況

.....該当事項はない。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

「定款」および「組織運営基本規程」において業務執行の適正性を確保するための基本方針を明確にし、さらに細目について「品質管理規程」をはじめとする諸規程を整備し、「代表」が最高経営責任者として最終的な監視をする体制をとっている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

公認会計士法およびその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に基づき「職業倫理及び独立性保持規則」を制定し、当法人の全構成員にその遵守を義務付けている。

また、当法人の全構成員について利害関係の有無を報告させ、「青南監査法人規律確認書」において、独立性の保持を阻害する要因のないこと、倫理規則の基本原則の遵守等を確認し宣誓させている。

実際の業務遂行においては全構成員が相互に監視しあい、不適切事項が発見された場合には「代表」及び「品質管理担当責任者」に報告し、その指示に従った是正措置を講ずることとしている。

特に太会社等については、独立性の保持を目的に業務執行社員等監査意見に直接的にかかわる業務執行者は連続して7年間を超えての関与は行わないこととし、その後のインターバル期間として、筆頭業務執行社員は最低5年間、その他の業務執行社員は最低2年間、審査担当社員は最低3年間、再び関与しないというローテーションの方針を採用・適用している。なお、平成30年改正後の独立性に関する指針（日本公認会計士協会）におけるローテーション規定は、令和2年4月1日以後開始する事業年度から適用している。

また、当該年度の監査・証明業務が終了し、監査調書ファイルの締め切りを行った時点で「代表」が当該業務の品質の管理の方針の策定及びその実施が適正であったことを確認している。さらに、当該業務に関与していない社員によって「定期的検証」を行い、そこで指摘された重要な事項については全社員により改善の施策を検討し、実施することとしている。

監査の品質の保持向上を目的として、「品質管理規程」を定め、その整備・運用を図っている。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人には「特定社員」はない。

当監査法人では、コンカリング・レビュー・パートナー方式による審査を採用している。

また、監査責任者と審査担当者との意見が不一致の場合には、社員全員の合議による調整を行うこととしている。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和4年11月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

公認会計士法をはじめとした諸規定に基づき品質管理の方針を定め、「日常的監視」制度を整備して「品質管理担当責任者」が中心となって運用し、「代表」が最終的な確認を行っている。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

.....該当事項はない。.....

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明することを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

.....該当事項はない。.....

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
9 人	—	9 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会		9 人	—	9 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	該当事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 青南監査法人	東京都港区南青山 5-6-26 青山 246 ビル 10 階	9 人	—	9 人	28 人

四. 監査法人の組織の概要

.....組織図参照.....

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 41 期 令和 3 年 7 月 1 日～ 令和 4 年 6 月 30 日	第 42 期 令和 4 年 7 月 1 日～ 令和 5 年 6 月 30 日
	売上高	
監査証明業務	286,142	303,271
非監査証明業務	5,850	—
合 計	291,992	303,271

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

戸田建設株式会社

アネスト岩田株式会社

株式会社ヤマダコーポレーション

株式会社ニュー・オータニ

株式会社丸山製作所

青南監査法人組織及び関係図

